

出張理髪料金助成サービスのご案内

在宅の要介護者等の方の健康的な生活を確保するため、理美容業者から出張理髪の手サービスを受ける場合に、その理髪料金を助成します。

【対象者】

本市に住所を有し、かつ、現に本市に居住する方で、次のいずれかに該当する身体的な機能低下等により外出が困難で理美容店に通うことができない方

- ① 介護保険の、要介護3から5の在宅の方
- ② 身体障害者福祉法の、身体障害者手帳1級又は2級に該当する在宅の方
- ③ その他これらの状況に準ずる方で、市長が特に必要と認める方

【助成金額】

1回 3,000円

※出張理髪料金と助成金額との差額は自己負担となります。

【申請】

出張理髪料金の助成を受けようとする方は、「出張理髪料金助成利用券交付申請書」により、申し込んでください。

「出張理髪料金助成利用券」は年度ごとに申請が必要です。

【助成の決定・方法】

出張理髪料金の助成を決定したときは、「出張理髪料金助成利用券」を交付しますので、裏面の理美容店に申込み、出張理髪サービスを受けた際に、サービスを受けた理美容業者に、「出張理髪料金助成利用券」を渡してください。

※ 理美容業者は裏面の「北名古屋市出張理容登録店」からお選びください

【助成の制限】

この助成（利用券）は、1事業年度につき4回（枚）を限度とします。ただし、10月以降の申請については、2回（枚）を限度とします。

【資格喪失の届出】

対象者の条件に該当しなくなったときは、「出張理髪料金助成資格喪失届」を市に提出するとともに、交付された利用券が残っているときは、これを返還する必要があります。

申し込み・お問い合わせ

北名古屋市役所 高齢福祉課 高齢者担当

電話 22-1111